

航空コンテナスペース利用促進事業補助金実施要領

【沿革】令和5年4月3日施行、令和6年4月1日一部改正

(通則)

第1条 航空コンテナスペース利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、航空コンテナスペース利用促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 輸出事業者等
生産者、製造業者、商社等卸業者、流通業者及び貨物利用運送事業者
- (2) 本事業利用者
県から本事業の利用承認を受けた輸出事業者等
- (3) 航空運送事業者
交付要綱第3条に規定する補助対象事業者

(実施期間)

第3条 実施期間は、当該会計年度の4月1日から3月10日までとする。

(補助対象外経費の取扱い)

第4条 交付要綱別表1に規定する補助対象経費以外の航空運賃、燃油サーチャージ、通関手数料、貨物取扱料などその他一切の費用は本事業利用者の負担とすること。

(補助対象貨物)

第5条 農作物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、航空機部品、精密機械等及びそれらに付随する販促品とする（販促品単独の貨物は対象外）。

2 対象貨物重量は、輸送1件（1 Air Waybill）単位の重量（キログラム）とする。

(対象仕向地)

第6条 交付要綱別表1に規定する国・地域（対象仕向地を経由する場合を含む）とする。

(交付の申請)

第7条 交付要綱第5条第1項の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の履歴事項全部証明書
- (2) 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）
- (3) 国税納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）

- (4) 誓約書（別紙）
- (5) 年間事業計画書（別紙）

（毎月の利用実績報告）

第8条 航空運送事業者は、毎月、次の掲げる実績をとりまとめた電子媒体（エクセル）及び紙媒体を翌月14日まで（3月分は当該会計年度の3月14日まで）に県に報告しなければならない。

- (1) 搭載日
- (2) 搭載便
- (3) Air Waybill番号
- (4) 仕向地
- (5) 運賃重量（Chargeable Weight、kg）
- (6) 正味重量（NetWeight、kg）
- (7) 金額（品目別、円）
- (8) 品目、品名
- (9) 生産地・製造地（品名別）
- (10) 利用登録事業者
- (11) 荷送人（輸出者）
- (12) 荷受人

（補助金の概算払請求）

第9条 要綱第15条に規定する概算払請求は、前条の実績報告に基づいて県へ請求できるものとする。ただし、概算払請求額は要綱第6条の規定による交付決定額の9割を限度とする。

（実績報告）

第10条 航空運送事業者は、交付要綱第13条第1項に規定する実績報告を行う場合は、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、3月14日までに提出しなければならない。

- (1) 第8条の規定による利用実績報告書類一式
- (2) 本事業利用者からの収入実績が確認できる書類

（実績報告の修正等）

第11条 航空運送事業者は、前条の規定による実績報告に修正がある場合は、翌年度の4月20日又は知事が定める期日までに、修正後の実績報告書を提出しなければならない。

- 2 航空運送事業者は、前項の実績報告により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金の交付を受けているときは、その超える部分を返還しなければならない。
- 3 前項の返還の期限は、交付要綱第10条第4項の規定を準用する。

(留意事項)

第12条 航空運送事業者は、次に掲げる事項について留意しなければならない

- (1) 本事業利用者が冷凍コンテナの利用等を希望する場合は、事前に調整すること。
- (2) 貨物搬入や梱包方法等の手引書を定めるなど、本事業利用者の利便性の向上に努めること。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。